

議案第12号

逗子市住民投票条例の一部改正について

逗子市住民投票条例の一部を次のように改正する。

平成28年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市住民投票条例の一部を改正する条例

逗子市住民投票条例（平成18年逗子市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「満20年」を「満18年」に改める。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）の公布に伴い、住民投票における投票資格者年齢の取扱いについて、改正の要あるため提案する。